

社会福祉法人シオン会 評議員、役員（理事、監事）及び各委員 旅費・日当規程

（旅費、日当支給）

第1条 社会福祉法人シオン会の役員または評議員、或いは各委員（以下役員等と言う）がその会議に出席した場合、或いは法人関連の業務（監査、調査、資料作成等）のため出張又は執務した場合は、その目的に応じて、法人本部または各施設より、下記目的区分によって旅費、日当、その他の必要費用を支払う。

（出張の区分）

第2条 交通費は航空機搭乗費、船賃、バス賃、タクシー料金などの交通費とする。ただし、海外出張の場合は、別途規定する。

（金額）

第3条 旅費、日当等の金額は下記の表1による。

	出張	役員、評議員、委員会等 ※1	本部関連執務
	近接地出張（100km 未満） 遠距離出張（100km 以上）	役員会、評議員会、委員会出席の場合	
日当 （一日当り）	4 時間未満： 3,000 円+源泉税	市内より： 5,000 円+源泉税	1～3 時間／日： 5,000 円+源泉税
	4 時間以上： 5,000 円+源泉税	市外より： 7,000 円+源泉税	3 時間以上／日： 7,000 円+源泉税
	遠距離（100km 以上） 7,000 円+源泉税		
交通費	市内： 実費※3 市外： 同上 ただし 実費計算が困難な場合、実情に応じて 500 円～2,000 円	実費、ただし公共交通機関による場合。	100km 以上実費支給、 ただし実費計算が困難な場合 100km 以上 200km 未満： 2,000 円
宿泊費 ※2	実費		

表1： 旅費区分と旅費、日当

※1： 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、等を対象

（ただし法人に設置された役員会、委員会等に、理事長指名により参考人として出席・参加した者も同様の扱いとする）

※2： 宿泊費実費：中程度の宿泊施設の料金とする。

※3： 交通費実費：自家用車を使用した場合は、走行距離1 kmにつき 25 円とする。

付記 平成 29 年 5 月 20 日理事会にて承認、6 月 9 日評議員会にて承認後、即時実施。